

規則

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十二号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（平成二十五年埼玉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「十五年」を「二十年」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（退職手当の調整額に係る基礎在職期間からの高齢者部分休業期間の除算）

第六条 高齢者部分休業（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六條の三第一項に規定する高齢者部分休業をいう。）の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかった期間（以下この条において「高齢者部分休業期間」という。）がある場合における条例第七條の四の退職手当の調整額に係る基礎在職期間の計算については、高齢者部分休業期間のうち、退職した者が属していた同条第一項各号に掲げる職員の区分（以下この条において「職員の区分」という。）が同一の期間ごとにそれぞれその期間の二分の一に相当する期間に相当する月数（当該相当する月数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）を、当該同一の職員の区分に属する月のうちそれぞれその最初の月から順次に除外して順位を付すものとする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び四項を加える。

（経過措置）

2 当分の間、条例第四条第一項第三号並びに第五条第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる者（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（知事が定める者を除く。）に対する第四条及び第五条の規定の適用については、第四条第二項中「定年に達する日以前の直近の四月一日までの期間」とあるのは「零月」と、同条第四項及び第五項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあっては、百分の二）」とあるのは「百分の三」と、第五条第一項中「前条第四項」とあるのは「附則第二項において読み替えられた前条第四項」と、同条第二項中「前条第五項」とあるのは「附則第二項において読み替え

られた前条第五項」とする。

条例附則第三十六項各号に掲げる職員以外の者	六十歳
条例附則第三十六項第一号及び第二号に掲げる職員	六十五歳

3 当分の間、条例第四条第一項第三号及び第五条第一項（第一号を除く。）に規定する者に対する第四条の規定の適用については、同条第三項中「二十年」とあるのは「十五年」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第三項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

4 当分の間、条例第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第四条及び第五条の規定の適用については、第四条第四項及び第五項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは「附則第二項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」と、第五条第一項中「前条第四項」とあるのは「附則第四項において読み替えられた前条第四項」と、同条第二項中「前条第五項」とあるのは「附則第四項において読み替えられた前条第五項」とする。

5 当分の間、条例第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第四条及び第五条の規定の適用については、第四条第四項及び第五項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」と、第五条第一項中「前条第四項」とあるのは「附則第五項において読み替えられた前条第四項」と、同条第二項中「前条第五項」とあるのは「附則第五項において読み替えられた前条第五項」とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。